

(その1)

収 支 報 告 書

令和5年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) なかいまかい
中今会

2 主たる事務所の所在地 長崎県長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル10F

3 代表者の氏名 山本 啓介

4 会計責任者の氏名 吉田 安秀

事務担当者の氏名 三浦 里美

(電話) 095-818-6588

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	
	参議院議員(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	
	山本 啓介

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
	山本 啓介
公職の種類	
	参議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間	
	令和5年1月15日から
	令和5年12月31日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	令和5年1月15日から
	令和5年12月31日まで



(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額					1	3	8	0	0	0	0
(前年からの繰越額)											0
(本年の収入額)					1	3	8	0	0	0	0
支 出 総 額					1	3	1	9	9	7	4
翌年への繰越額							6	0	0	2	6

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費											
金 額											0
員 数											0 ^人

(2) 寄 附											
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額						備 考				
(ア) 個人からの寄附						0					
(ア)のうち特定寄附)						0					
(イ) 法人その他の団体からの寄附						0					
(ウ) 政治団体からの寄附						0					
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)						0					
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)						0					
イ 政党匿名寄附						0					
合 計 (ア + イ)						0					

(その4)

(4) 借入金

行番号	借入先	金 額						備 考		
		十億	百万	千	円					
1	山本啓介			1	0	0	0	0	0	令和5年1月30日
2	自由民主党長崎県参議院選挙区第三支部			1	4	0	0	0	0	令和5年2月3日
3	自由民主党長崎県参議院選挙区第三支部			1	0	0	0	0	0	令和5年2月22日
4	自由民主党長崎県参議院選挙区第三支部				7	0	0	0	0	令和5年4月3日
5	自由民主党長崎県参議院選挙区第三支部				7	0	0	0	0	令和5年4月25日
6	自由民主党長崎県参議院選挙区第三支部				6	0	0	0	0	令和5年4月26日
7	自由民主党長崎県参議院選挙区第三支部				8	0	0	0	0	令和5年6月1日
8	自由民主党長崎県参議院選挙区第三支部				5	0	0	0	0	令和5年6月2日
9	自由民主党長崎県参議院選挙区第三支部				1	0	0	0	0	令和5年6月8日
10	自由民主党長崎県参議院選挙区第三支部			1	0	0	0	0	0	令和5年6月26日
11	自由民主党長崎県参議院選挙区第三支部			1	0	0	0	0	0	令和5年7月24日
12	自由民主党長崎県参議院選挙区第三支部			1	0	0	0	0	0	令和5年8月23日
13	自由民主党長崎県参議院選挙区第三支部			4	0	0	0	0	0	令和5年8月23日
	この頁の小計			1	3	8	0	0	0	0
	合 計			1	3	8	0	0	0	0

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額						備考
項目		十億	百万	千	円			
1 経常経費								
(1) 人件費						0		
(2) 光熱水費						0		
(3) 備品・消耗品費				28	215			
(4) 事務所費				79	435			
小計				107	650			
2 政治活動費								
(1) 組織活動費				662	324			
(2) 選挙関係費						0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費						0		
ア 機関紙誌の発行事業費						0		
イ 宣伝事業費						0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費						0		
エ その他の事業費						0		
(4) 調査研究費						0		
(5) 寄附・交付金				550	000			
(6) その他の経費						0		
小計			1212	324				
合計			1319	974				

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳				項目別区分 4.事務所費					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所所在地)	備考
		億	百万	千	円				
1	NHK受信料			217	65	R5/11/7	日本放送協会	東京都渋谷区神南1丁目6-12	
2	コピー機作業代			110	00	R5/2/6	キャノンシステムアンドサポート株式会社	東京都港区港南2-13-29	
この頁の小計				327	65				
その他の支出				466	70				
合 計				794	35				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 1. 組織活動費 (渉外費)							
行番号	支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考				
		十億	百万	千	円							
1	飲食代			3	5	8	3	0	R5/1/29	清香園	長崎県諫早市久山町1369-1	
2	会費			3	0	0	0	0	R5/1/30	宏池会秘書会	東京都千代田区永田町1-11-32全国町村会館西館6階	
3	菓子代			1	0	0	4	4	R5/4/12	カステラ本家株式会社福砂屋	東京都目黒区青葉台1-26-7	
4	土産代			1	1	0	0	0	R5/4/26	玄海酒造株式会社	長崎県壱岐市郷ノ浦町志原西触550-1	
5	土産代			1	1	0	0	0	R5/4/26	玄海酒造株式会社	長崎県壱岐市郷ノ浦町志原西触550-1	
6	土産代			1	1	0	0	0	R5/4/26	玄海酒造株式会社	長崎県壱岐市郷ノ浦町志原西触550-1	
7	土産代			1	1	0	0	0	R5/4/26	玄海酒造株式会社	長崎県壱岐市郷ノ浦町志原西触550-1	
8	土産代			1	1	0	0	0	R5/4/26	玄海酒造株式会社	長崎県壱岐市郷ノ浦町志原西触550-1	
9	土産代			2	3	0	6	6	R5/5/15	一般社団法人長崎県物産振興協会	長崎県長崎市大黒町3-1	
10	会費			1	2	0	0	0	R5/5/26	株式会社サカモト美装	長崎県大村市高の原2-848-1	
11	菓子代			1	1	6	6	4	R5/6/2	株式会社福砂屋	長崎県長崎市川口8-3	
12	土産代			1	5	5	1	7	R5/6/2	有限会社吉田酒店	長崎県長崎市恵美須町7-25	
13	菓子代			1	2	5	2	8	R5/6/6	カステラ本家株式会社福砂屋	東京都目黒区青葉台1-26-7	
14	会費			3	0	0	0	0	R5/6/23	宏池会秘書会	東京都千代田区永田町1-11-32全国町村会館西館6階	
15	土産代			3	9	6	0	0	R5/7/20	株式会社五島つばき蒸溜所	長崎県五島市戸岐町1223-5	
	この頁の小計			2	7	5	2	4	9			
	その他の支出											
	合 計											

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 1. 組織活動費 (交通費)				
行番号	支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
	この頁の小計								0
	その他の支出				9	9	5	0	0
	合計				9	9	5	0	0

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 8. 寄附・交付金 (寄附金)								
行番号	支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所 の所在地)	備考	
		十	百	千	万	円						
1	寄附金			5	5	0	0	0	R5/12/20	宏池政策研究会	東京都千代田区永田町1-11-32全国町村会館西館6階	
	この頁の小計			5	5	0	0	0				
	その他の支出											0
	合計			5	5	0	0	0				0

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年5月31日

政治団体の名称 中今会

会計責任者の氏名 吉田 安秀

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

政治資金監査報告書

令和6年5月24日

中今会
代表 山本 啓介 殿

登録政治資金監査人 手塚 啓太郎
登録番号 第 1374 号
研修修了年月日 平成21年7月10日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、中今会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、中今会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

中今会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、中今会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上